

三 御 条 書 写

(雍正元年~十三年)

三三〇号

解題

評定所文書の大半は、年度もしくは案件ごとに整備された日記の類で占められているが、その他に、ある目的のもとに既存の日記より関連記事を抜粋し集成したタイプのものが含まれている。「御条書写」の標題をもつ本史料も、そうした編集的形式をもつ文書の一つである。

扉に「雍正元年癸卯より十三年乙卯ニ至ル」とあるが、これは抜粋記事の時代範囲が雍正元年（一七二三）から同十三年（一七三五）までの間であることを示す。

また、文中に「雍正四年丙午日記より抜」「雍正五年丁未日記より抜」などと朱書で注記されているのは、抜粋の対象、いいかえると記事の出典を示すものである。

御条書写
形式上二つの部分に区別されるが、冒頭の朱書「一」から「五十九」までは目録に相当する。目録の次に再び「一」からはじまる部分からは本文に当り、目録に対応

して通し番号「五十九」まである。本史料の利用に際しては、まず目録を一覧し、そのうえで記事本文を検索するのが便利である。評定所においても、こうした利用の便を考えて目録を作成した点はいうまでもない。

さて、目録を一覧すれば明らかのように、本史料にはさまざまな案件の文書が収められている。たとえば、雍正帝即位につき慶賀使および献上物の件、「吉宗重豊」の名乗および同音の名の使用禁止の件、密貿易（抜売）の件、薩摩飢饉の件、薩琉間の海上運送の件、地名表記を「絵図郷村帳」通りにする件、など実に多彩である。

これらの各文書を一覧して気づくのは、本史料が琉球・薩摩関係の往復文書によって占められていることである。中でも、薩摩側の琉球に対する指示あるいは回答を伝える文書がほとんどである。したがって、蔡温が三司官に就任する直前および直後の琉薩関係の具体的内容を示す史料として貴重な位置を占めるものといえよう（蔡温が三司官職に就くのは雍正六〇一七二八年）。

興味深い史料が多いのであるが、番号二十四の事件などは本書に登場するものの中で類例の少ない記事の一つ

である。琉球飯屋（後の琉球館）詰の琉球側役人の下人どもが薩摩人に狼籍をはたらき、逮捕され琉球飯屋（略して琉飯屋といった）内に拘束されているところを脱走したことなど、事件のあらましが述べられている。注目したいのは、薩摩内における琉球人の事犯に対して、薩摩が直接裁くのではなく身柄を琉球側に引き渡し、琉球の「国法」をもって処罰するよう求めていることである。薩摩支配下における琉球の裁判権の特質を考えるうえで、貴重な事例を提供する史料である。

番号十六の字句禁止一件の史料も興味深い。「吉宗重豊」の字を用いて名乗とすること、また、「よし」「むね」「しげ」「とよ」と同音の字を用いること、これを禁止している。吉宗はいうまでもなく八代將軍徳川吉宗（在職一七一六～四五年）のことであるが、「重」はあるいは吉宗の長子家重のことであろうか。幕府が諸藩に通達した一件が、薩摩を介して琉球にも示達されていること、この点に幕藩体制の一環に編成されている琉球の現実を垣間見ることができると思う。

抜荷は近世を通じて広汎に行われたと見られるもの

の、事の性質上史料はきわめて限られている。その意味で、番号九の史料をはじめ十九・二十一・二十二・二十五・四十三などに述べられている抜荷の事例は貴重である。九の史料によると、唐船（中国船）がひそかに物品を持ち渡ってくるがあり、また、文脈からみると唐船と海上で抜荷を行うケースがあったようだ。こうした事態に対して公義（幕府）より取締りの通達が出されており、琉球においても監視を厳重にするように薩摩側から言い渡されている。

本史料に抜粹された日記のほとんどが残っていないことから考えると、十八世紀初期の琉薩関係を検討するうえで、本史料の占める意義は大きいといえるだろう。

（高良倉吉）